

独立行政法人大学評価・学位授与機構
平成23年度高等専門学校機関別認証評価申請要項

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が平成23年度に実施する学校教育法第123条において準用する第109条第2項に規定される高等専門学校機関別認証評価に関する申請の手続等は、次のとおりです。

1 申請の資格

- (1) 平成23年3月31日現在において、当該高等専門学校としての学年進行を終了している高等専門学校とします。
- (2) 機構の評価を受けた年度から5年以上経過している高等専門学校とします。

2 申請手続等

- (1) 申請は、平成22年9月30日（木）までとします。
- (2) 評価を希望する高等専門学校は、「高等専門学校機関別認証評価申請書」（別添様式）を作成し、機構へ郵送により提出してください。
- (3) 機構は、評価を希望する高等専門学校からの申請書受理後速やかに当該高等専門学校に対し申請受理通知書を送付します。

3 評価手数料

- 評価を実施するに当たって、評価手数料を徴収します。

（平成22年度現在）	
基本費用	1,600,000円
1学科当たり	200,000円

- (1) 平成23年度に実施する高等専門学校機関別認証評価に係る手数料については、確定次第、対象機関に通知します。
- (2) 専攻科の費用については、上記評価手数料の中に含まれます。

4 評価手数料の払込

- (1) 機構は、評価を申請した高等専門学校（以下「申請高等専門学校」という。）に対し、請求書を平成23年4月末日までに送付します。
- (2) 申請高等専門学校は、平成23年6月30日（木）までに機構の指定する銀行口座に評価手数料を振り込んでください。その際の振込手数料

は、申請高等専門学校の負担とします。

5 評価の実施等

機構は、申請高等専門学校からの自己評価書の提出及び評価手数料の払込確認後、当該高等専門学校の評価に着手します。

評価結果は、評価報告書として、申請高等専門学校及びその設置者に提供するとともに、機構のウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表します。なお、その際、評価結果とともに、申請高等専門学校から提出された自己評価書についても機構のウェブサイトに掲載することとしています。

6 その他

- (1) 申請高等専門学校が、やむを得ない事情により申請を取り下げる必要が生じた場合には、事前に機構と協議をお願いします。
- (2) この要項に定めるもののほか、申請に関し必要な事項は、機構が別に定めます。

7 申請書送付先

〒187-8587 東京都小平市学園西町1-29-1 独立行政法人大学評価・学位授与機構 評価事業部評価第1課認証評価第4係
--

※ 封筒の表面の左側部に「高等専門学校機関別認証評価申請書在中」と朱書きしてください。